

令和元年10月1日から

幼児教育・保育の無償化が始まります。

① 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

対象： 幼稚園 保育所 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業

3～5歳児クラス： 全ての子どもたちの保育料(利用料)が無料

※私学幼稚園は月額25,700円までが無償化の対象となります。

※企業主導型保育事業はこれまでの利用料から年齢に応じ一定の金額が減額されます。

●対象期間は満3歳になった後の4月1日(注1)から小学校入学前の3年間です。

●通園送迎費、食材料費(給食費)、行事費等は保護者負担。

※ただし、食材料費については、年収360万円未満相当世帯および世帯の第3子以降(注2)の副食(おかず・おやつ等)の費用が免除となります。

●私学幼稚園は無償化に伴う手続きが必要です。

※詳細は私学幼稚園向け無償化のチラシをご覧ください。



0～2歳児クラス(保育認定の子ども)： 市民税非課税世帯の保育料が無料

※企業主導型保育事業はこれまでの利用料から年齢に応じ一定の金額が減額されます。

(注1) 幼稚園は入園できる時期にあわせて満3歳から対象となります。

(注2) 幼稚園と保育所で第3子以降の対象基準が異なります。

② 幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

3～5歳児クラス： 最大月額11,300円まで無償

●幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて1日450円、月額11,300円まで無償

※無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

※利用した預かり保育料を一度園に支払い、市へ申請したのちに返還を受ける償還払いとなります。

※保育の必要性の認定を受けていても、目的外に利用した利用料は対象外となる場合があります。

※満3歳児は市民税非課税世帯でかつ保育の必要性の認定を受けた場合に対象となります。

(最大月額16,300円)

③ 認可外保育施設等を利用する子どもたち

3～5歳児クラス： 月額37,000円まで無償

0～2歳児クラス： 月額42,000円まで無償(市民税非課税世帯)

※保育の必要性の認定を受ける必要があります。

※認可保育所や認定こども園を利用していない方が対象となります。

●保育の必要性の認定を受けるための申請が必要です。

※詳細は認可外保育施設向け無償化のチラシをご覧ください。

●利用後に市へ償還払いの申請を行う必要があります。

※申請の際には施設等で利用した領収証が必要となります。

対象となる事業 認可外保育施設、認可外の事業所内保育事業所
一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート等



10月から始まる幼児教育・保育無償化は、幼稚園・保育所・認定こども園等の保育料は無料となって支払う必要がなくなるのだがね。一方で幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等は、一旦施設に利用料を支払ったあとに、無償の対象となる分を請求してお金をもらうのだがね。裏面であなたのご家庭がどのような支援が受けられるか見るのだがね！